

## 「組物の意匠」等に係る意匠審査基準の改訂について（案）

## 1. 組物の意匠に係る令和元年の意匠法改正

## (1) 改正概要

令和元年5月の意匠法改正により、意匠法第2条第1項が改正され、組物の意匠についても、部分意匠の登録が可能となった。

また、意匠の保護対象に建築物及び画像が追加されることに伴い、意匠法第8条の組物の意匠として意匠登録を受けることができるものについても、従来の「物品」に加えて、「建築物」及び「画像」が追加された（参考1）。

## 参考1 意匠法第2条及び第8条 新旧条文対照表

改正後	改正前
<p>(定義等)</p> <p><b>第二条</b> この法律で「意匠」とは、<u>物品（物品の部分を含む。以下同じ。）</u>の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、<u>建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）</u>の形状等又は<u>画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）</u>であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。</p> <p>（2項以下略）</p>	<p>(定義等)</p> <p><b>第二条</b> この法律で「意匠」とは、<u>物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）</u>の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。</p> <p>（2項以下略）</p>
<p>(組物の意匠)</p> <p><b>第八条</b> 同時に使用される二以上の<u>物品、建築物又は画像</u>であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する<u>物品、建築物又は画像に係る意匠</u>は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。</p>	<p>(組物の意匠)</p> <p><b>第八条</b> 同時に使用される二以上の<u>物品</u>であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する<u>物品</u>に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。</p>

## (2) 背景

現行意匠法第7条においては、一つの物品について一つの意匠が成立するという「一物品一意匠」の原則を規定している。しかしながら、デザインの創作にあたっては、二以上の物品について全体的な統一感を持たせて創作が行われることも多い。そこで、現行意匠法第8条においては、「同時に使用される二以上の物品であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。」旨を規定している。

現行意匠法第2条第1項は、「「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう」と規定しており、組物の意匠の場合には、物品の部分についての意匠登録が受けられないこととされている。

しかしながら、近年、B to C分野の市場規模が急速に拡大するにつれて、商品の多様化が進み、商品の具体的な態様について、種々の態様としたものが多数創作されるようになってきている。また、企業のデザイン戦略においても、複数の製品にまたがり、共通の形状等を表すことにより、製品群一体としてブランド化を図る動きも加速している。

こうした状況に鑑み、令和元年の意匠法改正においては、組物の部分意匠の登録を可能とすることとなった。

加えて、令和元年の意匠法改正により、建築物及び画像が、意匠法上の意匠の定義に追加されることとなったが、これらの新たに意匠法の保護対象となった意匠についても、複数集まって全体として統一がある意匠を構成することがあることに変わりない。そこで、意匠法第8条が規定する組物の意匠として保護を受けられるものに、従来の「物品」に加えて、「建築物」及び「画像」が追加されることとなった。

## (3) 改正法の施行時期について

公布の日（令和元年5月17日）から起算して、1年を超えない範囲内において政令で定める日

## 2. 組物の意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について【審議事項】

### (1) 改正意匠法に則した意匠審査基準の改訂事項

上記のとおり、意匠法が改正されたことから、当該改正内容に則して意匠審査基準を改訂する必要がある。

そこで、改正意匠法の内容に則して、以下の各点について、その具体的運用を検討し、意匠審査基準上に明記してはどうか。

#### 【改正意匠法に則した具体的運用を検討する事項】

- ① 組物の部分意匠の保護対象化（改正意匠法第 2 条関連）
- ② 建築物、画像に係る組物の意匠の保護対象化（改正意匠法第 8 条関連）

#### ① 組物の部分意匠の保護対象化（改正意匠法第 2 条関連）

令和元年の意匠法改正により、組物の意匠についても部分意匠の意匠登録が可能となったことに則して、組物の意匠に係る意匠審査基準上に、部分意匠の意匠登録が可能である旨を明記してはどうか。併せて、部分意匠の場合に「組物全体として統一があること」との要件をどのように判断するかについて、具体的な判断基準を明記してはどうか。

具体的には、それぞれ、以下の改訂意匠審査基準案のように記載してはどうか。

#### 意匠審査基準「第 3 章 組物の意匠 1. 概要」の欄の記載案

意匠法第 8 条は、「同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であって経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。」と規定している。

意匠登録出願は意匠ごとにしなければならないとされており（意匠法第 7 条）、一つの意匠として出願することができるのは一つの物品等であることが原則である。しかしながら、意匠の創作においては、二以上の物品等について統一感を持たせた創作が行われることも多い。

これを受け、同法第 8 条は、二以上の物品、建築物又は画像（以下「物品等」という。）から構成されるものであっても、それらの構成物品等に全体として統一があるときは、一意匠として出願し、意匠登録を受けることができる旨を規定している。

また、同法第 2 条は、物品等の部分についても意匠登録の対象となる旨を規定するが、組物の意匠も例外ではないことから、二以上の物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合にも、組物の意匠として意匠登録を受けることができる。

この章では、組物の意匠として出願された意匠について、組物の意匠としての登録要件を満たしているか否かを、審査官がどのように判断するかについて記載する。

## 意匠審査基準「第3章 組物の意匠 3.3 組物全体として統一があること」の欄の記載案

審査官は、組物の意匠として出願された意匠の構成物品等が、組物全体として統一が無い場合は、第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

審査官は、組物の意匠として出願された意匠の構成物品等に、当該物品等の部分について意匠登録を受けようとするものが含まれている場合は、全ての構成物品等に意匠登録を受けようとする部分（当該構成物品全体について意匠登録を受けようとする場合も含む。本項3.3において以下同じ。）があり、かつ、全ての構成物品等の意匠登録を受けようとする部分に統一があるか否かを検討し、これらの両要件を満たしていないと判断する場合は、第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

審査官は、各構成物品等（物品等の部分について意匠登録を受けようとするものである場合は、「各構成物品等における意匠登録を受けようとする部分」。本項及び3.3.1ないし3.3.3において以下同じ。）が、例えば以下のいずれかに該当する場合は、組物全体として統一があるものと判断する。

- (1) 各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されている場合
- (2) 各構成物品等により組物全体として一つのまとまった形状又は模様が表されている場合
- (3) 各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など組物全体として観念的に関連がある印象を与えるものである場合

## ② 建築物及び画像の組物の意匠としての保護対象化（改正意匠法第2条関連）

令和元年の意匠法改正により、組物の意匠として、「物品」に加え、「建築物」や「画像」も保護対象となった。そこで、「建築物」や「画像」についても、組物の意匠として意匠登録を行うことができる旨を、例えば以下の改訂意匠審査基準案のように意匠審査基準上に明記してはどうか。

なお、「建築物」や「画像」については、いずれも固有の創作分野であり、また、「建築物」や「画像」の用途には様々なものが存在することから、それらの一部についてのみ組物の意匠としての登録を認め、その他のものについては認めないこととするのは適切ではない。よって、それぞれ、「一組の建築物」、「一組の画像セット」として、意匠登録を行うことを可能とし、各構成物品等にどのようなものを含めるかについては、出願人の任意とする運用としてはどうか（ただし、組物の意匠としての登録要件を満たす場合に限る）。

また、物品、画像、建築物を組み合わせる一つの創作を行う実態があることを踏まえ、それらの組合せについても組物の意匠として登録を行うことを可能とする運用としてはどうか。

**改訂意匠審査基準「3.2 同時に使用される二以上の物品等であること」記載案**

審査官は、組物の意匠として出願された意匠を構成する物品等（以下「構成物品等」という。）が、社会通念上同時に使用される二以上の物品等によって構成されていないと判断する場合は、第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

審査官は、出願された組物の意匠の各構成物品等が同時に使用されるものである場合は、物品の意匠同士、建築物の意匠同士、及び画像の意匠同士である場合に加えて、例えば建築物の意匠と画像の意匠、建築物の意匠と物品の意匠、物品の意匠と画像の意匠などのように、それらを複数組み合わせたものである場合であっても、本要件を満たしたものと判断する。

本要件の判断にあたっては、現実同一の時刻に全ての構成物品が使用されるものである必要はなく、審査官は、各構成物品等が、出願された組物の意匠の用途及び機能や使用の目的等に則してなされる一連の使用の範囲内で用いられるものである場合は、本要件を満たしているものと判断する。

また、出願された組物の意匠の各構成物品等が、社会通念上一体的に流通がなされるものである場合も、審査官は本要件を満たしていると判断する。

**（2）組物の意匠に係る審査運用の見直し**

今般の組物の意匠に係る意匠法改正に則した意匠審査基準の改訂の機会に、従来ユーザーから改善を求める意見のある以下の各運用についても、合わせて見直しを行ってはどうか。

**ユーザーから改善を求める意見のある事項**

- ① 組物の意匠として登録可能な意匠の対象についての見直し
- ② 組物の意匠の組物全体としての統一性要件に係る判断指針の改善
- ③ 流通時を考慮して一体的にデザインされたものの取扱いの見直し

**① 組物の意匠として登録可能な意匠の対象についての見直し**

現行運用において登録の対象とされている組物の意匠については、平成10年にその対象が検討されたものであり、近年複数の物品等に共通のデザインを施しブランドの構築を図る企業が増えていることや、その後新たに出現した製品等に照らし、不足が無い点検を行うべきではないか。

また、対象となる物品が限定的であるものと、広く種々の物品を含み得るもの

とが含まれていることから、組物の意匠として登録可能な意匠の対象について、ユーザーにとって、より分かりやすいものとなるよう、見直しを行ってはどうか。

具体的には、例えば以下のようなものを登録の対象として明示することとしてはどうか。

#### 登録の対象とすべき組物の意匠（案）

	組物の意匠	構成物品等の例
1	一組の食品セット	・チョコレート（二以上）
2	一組の嗜好品セット	・たばこ、ライター、灰皿
3	一組の衣服セット	・ジャケット、ベスト、スラックス
4	一組の身の回り品セット	・指輪、ネックレス、ブレスレット、イヤリング ・カフスボタン、ネクタイ止め
5	一組の美容用具セット	・化粧用ブラシ、（二以上）
6	一組の家庭用繊維製品セット	・まくら、掛け布団、敷き布団 ・クッション（二以上）
7	一組の室内装飾品セット	・置物（二以上）
8	一組の清掃用具セット	・ほうき、ちり取り
9	一組の洗濯用具セット	・電気洗濯機、衣服乾燥機
10	一組の家庭用保健衛生用品セット	・歯ブラシ立て、コップ ・電気歯ブラシ、電気歯ブラシホルダー
11	一組の飲食用容器セット	・コップ（二以上） ・皿、ティーポット、ティーカップ
12	一組の調理器具セット	・鍋、フライパン
13	一組の飲食用具セット	・スプーン、フォーク、ナイフ
14	一組の慶弔用品セット	・葬祭用花瓶、香炉
15	一組の照明機器セット	・天井灯、壁灯
16	一組の空調機器セット	・エアコンディショナー、扇風機 ・エアコンディショナー、エアコンディショナー用室外機
17	一組の厨房設備用品セット	・こんろ台、調理台、流し台、収納棚
18	一組の衛生設備用品セット	・洗面化粧台、化粧鏡、収納棚
19	一組の室内整理用品セット	・ハンガー、スカートハンガー
20	一組の家具セット	・テーブル、いす、子ども用いす ・本棚（二以上）
21	一組のペット用品セット	・ペット用服、ペット用首輪
22	一組の遊戯娯楽用品セット	・碁盤、将棋盤
23	一組の運動競技用品セット	・ゴルフクラブ（二以上） ・野球用グローブ、野球用ミット
24	一組の楽器セット	・ドラム、シンバル ・楽譜スタンド、椅子

25	一組の教習具セット	・地球儀（二以上）
26	一組の事務用品セット	・シャープペンシル、ボールペン、万年筆、
27	一組の販売用品セット	・包装用容器（二以上）
28	一組の運搬機器セット	・エレベーター、住宅用エレベーター
29	一組の運輸機器セット	・乗用自動車、自動二輪車 ・インテリアパネル、フロントランプ ・自動車用フロアマット（二以上）
30	一組の電気・電子部品セット	・電球（二以上） ・コネクタ
31	一組の回転電気機械・配電機械器具セット	・モーター（二以上）
32	一組の電子情報処理機器セット	・スマートフォン、スマートフォン用充電器 ・ワイヤレスイヤホン、キーボード、マウス
33	一組の測定機器セット	・温度計、湿度計
34	一組の光学機器セット	・カメラ、カメラ用ケース
35	一組の事務用機器セット	・ファクシミリ、複写機、プリンター
36	一組の販売用機器セット	・飲料自動販売機、たばこ自動販売機
37	一組の保安機器セット	・消化器、消化器スタンド
38	一組の医療用機器セット	・手術用メス（二以上）
39	一組の利器、工具セット	・ドライバー（二以上） ・理髪はさみ、理髪用梳きはさみ
40	一組の産業用機械器具セット	・工業用ロボット（二以上）
41	一組の土木建築用品セット	・コンクリート型枠、外装材パネル ・タイルカーペット、壁紙
42	一組の基礎製品セット	・板材（二以上） ・バルブ、電磁弁
43	一組の建築物	・幼稚園、小学校、中学校、高等学校
44	一組の画像セット	・銀行振り込み用画像、 現金預け払い機操作画面

(参考)「新たなタイプの意匠及び部分意匠の審査に関する調査研究」<sup>1</sup>中間報告一部抜粋

### ■質問 新たに登録の対象に追加すべき組物

#### 【全般的なご意見】

- ・組み物の範囲は、権利範囲の明確さ、第三者の予見可能性、審査のしやすさの観点から明確にしたほうが良い。しかし、世の中は常に変化しているので、過去の組み物にこだわらず、世の中に出現する物品に応じて頻繁に付加し、減じていけばよい。
- ・リスト以外の物も認めて欲しい。リストは、単なる例示とするべき。

#### 【物品関連】

- ・楽器＋スタンド、楽器＋椅子、ワイヤレスイヤホン＋充電器
- ・商品とパッケージのコントラスト・ライン等合わせるデザイン
- ・パッケージの使用法について
- ・一組の椅子と机のセット
- ・机と本棚の組み物
- ・一組の電気用品セット（アタッチメントの付け替えで各種動作をするもの）
- ・一組のオーディオキャビネット
- ・キーボード、マウスセット
- ・一組の自動車用インテリアパネル
- ・一組の自動車用リアコンビネーションランプ
- ・電磁弁、電動弁等の電磁アクチュエータ部とそれを駆動する為のコイル部
- ・製品本体とその製品のリモコンのセット
- ・同一現場、同一目的で使用される製品（例：輸液ポンプとシリンジポンプ）
- ・一組の計測機器セット
- ・コネクタ
- ・外装材パネル
- ・外装材パネル及びサインセット
- ・タイルカーペットや床タイル、壁紙のような内装材の組み合わせ
- ・本体とカバー等のセット商品

#### 【建築物関連】

- ・建築物と外構
- ・建築物＋建築付随物
- ・建物と植栽の組み合わせ。遊具と植栽の組合せからなる「公園」
- ・建築物と一体性のない付随物、例えば公園の遊具を含めたセット
- ・複数の建物で一つの空間を演出する場合
- ・複数の建築物、建築物と橋あるいは通路
- ・ツインタワー
- ・建築物とランドスケープ

#### 【画像関連】

- ・スマートフォンと車載ディスプレイの連携した GUI を組物意匠として欲しい。
- ・画面上で関連するプログラムの GUI（複数）が並んだ状態（特定の配列により意味をなすようなもの）関連する物に関する GUI（例えば、カロリー計算アプリにおいて、飲み物、肉類、野菜類毎に GUI を有する）
- ・画像意匠（統一感のある、複数のアイコン）
- ・同一の創作コンセプトから生まれたアイコン
- ・同一の機器を操作する操作デバイスが複数ある場合（例：機器に備えられた表示部と

<sup>1</sup> 令和元年度産業財産権制度問題調査研究（一般社団法人日本国際知的財産保護協会 AIPPI）以下全て同じ。

モバイル端末) のそれぞれの GUI"

- ・異なる電子機器 (例えば PC と電子黒板) で連携した際に、それぞれ表示される画面
- ・作業機の操作パネルの表示内容

#### 【物品、画像、建築物の組合せ】

- ・ GUI および GUI を表示する機器
- ・ 表示デバイス + 表示内容
- ・ 空間との調和をコンセプトとする GUI デザインについては、一組の家具における配置も重要なファクターになることも想定される。
- ・ 建築物本体 (床、壁、天井他) とそれ以外 (家具、什器、カーテン、敷物他)
- ・ 建築物と画像、

#### ■ 質問 一意匠一出願の要件のために、出願をあきらめたり、困った事例

##### 【全般的な御意見】

- ・ 1 つの物品の離れた部分を権利化したいが、その部分が一つの用途や機能を果たすとはいえない場合、わざわざ 2 件出願するか、1 つに繋げなければならず、悩ましい。もう少し緩和してもよいと考える。
- ・ 一の物品の物理的にはなれた部位をクレームしている外国出願を基礎とする出願を行う場合。
- ・ 一つの用途や機能を果たすためのものでなくとも、販売時に複数組み合わせで展示されるものなどは、一つの意匠として判断すべき。
- ・ それぞれに機能がありつつも、協働して一つの機能を果たすものについて、一つの物品として認められるのかはっきりと示してほしい
- ・ 「複数の構成物において一の特定の用途及び機能を果たすもの」と認められるか不安な場合がある。例えば充電器に置くタイプの充電器付き掃除機。
- ・ 同一のデザインコンセプトで作上げた複数製品が所定の組物に該当しなかった
- ・ 海外から優先権を主張した多意匠に基づく出願

##### 【具体的な物品等】

- ・ 容器とそれを収納するケースでケースの外観に容器の一部が表われる場合
- ・ 容器にフィルム包装をする場合
- ・ 箱と商品のコントラストや全体でデザインを表現するケース
- ・ 食器とトレーのセット。コップはなかったため「一組の食卓用皿及びコップセット」は名称としておかしい。
- ・ 簡易な休けい施設の場合、ベンチ、机、ゴミ箱をそれぞれ出願しなければならない
- ・ 1 つの装置で使用する複数の GUI をまとめて意匠出願したい。
- ・ 同じ模様を施した家電。
- ・ オプションパーツ
- ・ 包装用容器の中に包装用袋が入っているもの
- ・ デンタルフロス容器の中にフロス糸が入っているもの。
- ・ カメラとカメラケースなど、一体的にデザインされたもの
- ・ 内容物と一体化した包装容器は、包装容器での区分での意匠が取り難い傾向あり。
- ・ 布団やまくら、カバーがセットになった寝具 5 点セットのような商品。
- ・ 製品本体とその製品のリモコン
- ・ 一の用途、機能を果たすとは言い難いものの、二つ以上のパーツから構成されることに特徴が表れる製品について各パーツごとの出願検討をせざるを得なかった。
- ・ 画面意匠と、それを操作する操作部 (実態のあるスイッチ) との組み合わせ
- ・ 組み合わせによって機能を発するような机といすのセット。机とついで。
- ・ 空間の仕切り板において、仕切り本体と吊るためのフック。
- ・ 関数電卓本体とケース (フタ)。多意匠と判断され 2 出願をすることになった。

## ② 組物の意匠の組物全体としての統一性要件に係る判断指針の改善

現行意匠審査基準においては、組物の意匠の統一性要件については、以下のよう  
に記載されている。

しかしながら、ユーザーからは、当該要件が厳しすぎるとして、本判断基準の  
緩和を求める声がある。

そこで、ユーザーにとって、より創作の実態に則した利便性の高い運用となる  
よう、以下の現行意匠審査基準において、下線部を表した記載については削除す  
ることとし、色彩それ自体の態様のみで組物全体としての統一が実現されている  
場合にも、本要件を満たしていると判断することとしてはどうか。

### (参考)「新たなタイプの意匠及び部分意匠の審査に関する調査研究」 中間報告一部抜粋

#### 【いただいた御意見】

- ・「全体として統一」の要件について審査基準は求める基準が高くもう少し柔軟でよい
- ・現行では、求められる「統一」感のレベルが高いため、利用しにくい。例えば、色、材質、R（丸み）等の使い方でも統一であると認める等、要件を緩和することを検討してほしい。

### (参考) 現行意匠審査基準（一部抜粋）

72.1.1.3.1.1 構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処  
理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場  
合の例

- (1) 形状における統一があると認められる場合（中略）
- (2) 模様による統一があると認められる場合（中略）
- (3) 色彩による統一があると認められる場合

形状や模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせたもの。

72.1.1.3.1.2 構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、  
組物全体として統一があると認められる場合の例

- (1) 形状における統一があると認められる場合（中略）
- (2) 模様による統一があると認められる場合（中略）
- (3) 色彩による統一があると認められる場合

形状や模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせたもの。

## ③ 流通時を考慮して一体的にデザインされたものの取扱いの見直し（7条関連）

企業のデザイン戦略において、製品そのものの形態のみならず、流通時における  
自社の他の物品や包装用容器と組合せたものについても、ブランド化を考慮して一

体的にデザインされることが多くなってきている。

しかしながら、一つの特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない二以上の物品については、一つの物品と判断することができないことから、一つの意匠として出願することができない（参考：現行意匠審査基準 51.1.2.2.1）。

他方、流通時における自社の他の物品や包装用容器との組合せたものについても、一体的にデザインをしたものについては、一の意匠として意匠登録を求める声がある。

そこで、意匠ごとに出願されたものであるか否かの判断（意匠法第7条）においては、社会通念上一体的に流通がなされるものであり、かつ、全ての構成物が形態上密接な関連性を持って一体的に創作がなされている場合は、一つの物品であると判断することとしてはどうか。

（参考）現行意匠審査基準（第5部「一意匠一出願」より一部抜粋）

51.1.2.2.1 二以上の物品を表したものであるか否かの判断

図面等において、意匠に係る物品が複数の構成物により表されている場合、意匠登録出願に係る意匠が二以上の物品に係るものであるか否かの判断は、以下のとおり行う。

（1）図面等に複数の構成物が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成物が一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、一の物品であると判断する。

一方、複数の構成物において一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合には二以上の物品と判断する。

ただし、当該結びつきが強固ではない場合であっても、以下に該当するものである場合には、それらの点も補完的に考慮して、一の物品であるか否かを判断する。

- ① 全ての構成物が物理的に一かたまりのものである場合や、形態上密接な関連性を持って一体的に創作がなされている等、一の形態としてのまとまりがある場合
- ② 社会通念上一体的に実施がなされるものである場合

（（2）以下略）

（参考）「新たなタイプの意匠及び部分意匠の審査に関する調査研究」中間報告一部抜粋

■質問 一意匠一出願の要件のために、出願をあきらめたり困った事例はあるか。

【いただいた御意見】

- ・一つの用途や機能を果たすためのものでなくとも、販売時に複数組み合わせで展示されるものなどは、一つの意匠として判断すべき。
- ・箱と商品のコントラストや全体でデザインを表現するケース
- ・内容物と一体化した包装容器は、包装容器での区分での意匠が取り難い傾向あり
- ・容器にフィルム包装をする場合
- ・容器とそれを収納するケースでケースの外観に容器の一部が表われる場合
- ・包装用容器の中に包装用袋が入っているもの

(参考) パブリックコメント<sup>2</sup>一部抜粋

## 【いただいた御意見】

・改訂案 51.1.2.2.1 の(1) ②によれば、次に挙げる【例1】や【例2】、【例3】は、一の物品と判断されるものと解される。そして、これらの事例については、改訂案 51.1.2.2.1 「(2) 一の物品と判断されるものの例」として掲載されることを提案する。

(1) ジュースセット (中略)

(2) おむつセット (中略)

(3) タオルセット (中略)

なお、以下のように図面に表された複数の構成要素において一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが強固ではなく、流通時はもちろんのこと使用の直前に至るまでの一体性を備えたと考えられる登録例も存在していることから、殊更流通時と使用時とを分けることなく、流通時又は使用時のいずれかにおいて一体性を有する上で示した例について登録を認めてもよいと考えられる。

(以下登録例略)

## 改訂意匠審査基準 第5部「一意匠一出願」

## 2.1 「意匠ごとに出願されたものであるか否かの判断」記載案

図面等において、意匠に係る物品等が複数の構成物により表されている場合、審査官は出願された意匠が二以上の物品等に係るものであるか否かの判断は、以下のとおり行う。

(1) 二以上の物品等に該当するか否かの判断における考え方

① 図面等に複数の構成物が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成物が一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、審査官は一の物品であると判断する。

② 当該結びつきが強固ではない場合であっても、以下に該当するものである場合には、審査官は、それらの点も補完的に考慮して、一の物品であるか否かを判断する。

(ア) 全ての構成物が物理的に一かたまりのものである場合や、形態上密接な関連性を持って一体的に創作がなされている等、一の形態としてのまとまりがある場合

(イ) 社会通念上一体的に実施がなされるものである場合

③ 複数の構成物において一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合には、審査官は二以上の物品と判断する。

ただし、社会通念上一体的に流通がなされうるものであり、かつ、全ての構成物が形態上密接な関連性を持って一体的に創作がなされている場合は、審査官は、一の物品であると判断する。

(了)

<sup>2</sup> 令和元年1月10日及び同5月1日にそれぞれ運用を開始した改訂意匠審査基準案について実施したもの（パブリックコメント実施期間：平成30年11月6日～平成30年12月5日）